

## 名取市職員のソーシャルメディアの利用に関する指針 FAQ

この FAQ は、「名取市職員のソーシャルメディアの利用に関する指針（以下「指針）」について、よくありそうな質問とその答えをまとめたものです。

### Q1. 名取市では職員がソーシャルメディアを利用することについて制限していますか。

A. 制限していません。

ソーシャルメディアを利用することで、市民へ情報を効果的に伝えられるだけでなく、それらを通じ市民からの意見を聴取することが可能となります。したがって、市民と行政の相互関係の構築に当たっては重要な手段であると考えます。

しかし、ソーシャルメディアでの情報発信については、基本的人権やプライバシー権、肖像権などに十分配慮するとともに、法令等を遵守する必要があります。

### Q2. 指針の適用範囲はどこまでですか。

A. 指針は、公用または私用でソーシャルメディアを利用している下記の職員を適用範囲としています。

1. 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職又は同条第 3 項第 3 号に規定する非常勤嘱託員
2. 任期を定めて任用される職員、短時間勤務職員、非常勤職員及び臨時職員
3. 名取市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成 14 年名取市規則第 13 号）別表第 1 に掲げる派遣先団体に派遣されている職員
4. 国、他自治体及び外郭団体より名取市の組織に配属されている職員
5. 国、他自治体及び外郭団体へ派遣されている職員

### Q3. 名取市職員であることを明らかにして発信することは問題なのですか。

A. 問題ありません。

公用でソーシャルメディアを利用する場合には、当然、職員であることを明らかにする必要がありますが、私用でソーシャルメディアを使う場合には、身分や本名を明らかにするか否かは個人情報保護の観点から議論が別れるところです。

しかし、ソーシャルメディア上の発言に責任を持つためには、本名による投稿が望ましいと考えます。また、不必要に身分を明らかにする必要はありませんが、身分を明かして情報発信をしても問題はありません。

### Q4. 職務内容に関する発信は禁止されていますか。

A. 禁止していません。

指針に記載されている基本原則と基本事項に反しなければ、ソーシャルメディアへの情

報発信に制限はありません。ただし、一般に公表されていない内部情報、名取市の施策方針決定の過程にある内容、既定の施策方針に反する内容、職務専念義務違反を疑われる情報、公序良俗に反する情報など基準が不明確な情報は、発信しないことが望ましいと考えます。

#### **Q5. 所属長の許可を得て情報を発信するとは？**

A. 指針では、公用でソーシャルメディアを利用する場合、情報の発信には緊急時を除いて必ず所属長の許可を必要としています。これは、公的機関が発信する情報は影響力が大きいため、間違いがあると混乱が起きてしまうためです。そのため、情報発信の際は、発信する情報ごとに所属長の許可を得る、又は所属長により情報発信を許可された職員が情報発信を行うなどの責任の明確化を図るとともに、複数の職員による発信情報内容の確認を講じるなどの所属内の実情に応じた体制構築が必要だと考えます。

#### **Q6. リンクの貼り付けやそれに類する行為とは何ですか？**

A. 自分が管理するページに不適切な情報が記載されていなくとも、不適切な情報へ簡単にアクセスできるようなリンクを張り付けてはいけません。また、ソーシャルメディアの中には、自分の掲示板などに他人のコメントや画像が貼り付けられる機能が実装されているものがあります。このような機能により、自分が管理するページに他人が発信した不適切な情報が掲示されることがありますので注意が必要です。

#### **Q7. 指針に違反したらどうなるのでしょうか？**

A. まずは調査が行われます。調査の結果により、関係法令の規定に従った処置がされます。

#### **Q8. どのような行為が信用失墜行為に当たるのですか。**

A. 具体的にどのような行為が信用失墜行為に該当するかということについては、一般的な基準は立てがたく、社会通念に基づいて個々の場合について判断するほかないとされています。万引きや盗撮などは分かりやすい信用失意行為に当たりますが、情報発信についてはそのような分かりやすい基準がないため、よく考えて慎重に情報発信をするように心がけましょう。